

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施状況及び効果検証

No	事業の名称	実施計画・目標 ①目的 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象(対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	所管課	事業費(千円)	交付金充当額(千円)	効果・検証
1	押印見直しに伴う例規整備支援業務	①新型コロナウイルス感染症の感染防止に資するものとして、行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直し及びオンライン化を実現するため、例規整備を行う。 ②③業務委託費@1,210千円 ④町	R3.7	R4.3	総務課	1,210	1,210	電子申請やオンライン手続きの前提である「行政手続きの押印見直し」の例規整備することにより、電子申請のシステム構築が始まり、対面を回避したオンライン手続きへスムーズに移行することができ、窓口での接触機会を減少する効果が見込まれる。
2	庁舎内感染防止対策事業	①多くの住民と接する機会が多く、多くの住民が往来する町役場において感染やクラスターの発生を抑制し、来庁者の安全・安心を確保するため感染対策用品を購入する。 ②③消毒液スタンド、手指消毒液等@78千円 サーキュレーター2台@15千円 飛沫拡散防止パネル設置型机等 81台 合計15,533千円 飛沫感染防止パネル 25枚 合計350千円 運搬設置費@521千円 マイナンバー裏書プリンタ機器1台 @603千円 ④町民・町職員	R3.4	R4.3	総務課 新庁舎建設室 住民福祉課	17,113	17,100	窓口カウンター設置用手指消毒液、庁舎内のふき取り消毒液等を購入し、来庁者への安心・安全の確保に寄与した。飛沫拡散防止パネル設置型機を配置し、庁舎内での感染拡大を防止し、来庁者への安心・安全の確保に寄与した。庁舎内における来庁者及び職員への感染防止に寄与した。
3	介護保険事業所等感染症対策補助事業	①高齢者の社会生活維持のため欠かすことができない介護保険施設に対して、備品(空気清浄器等)や消耗品(消毒液等)を購入した経費を補助することにより、感染拡大防止等を図ることを目的とする。 ②③支出科目:補助金 介護保険施設へ感染症対策に係る経費を支援 町内介護保険関連施設事業所へ感染症対策必需品購入補助金@80万円(補助上限) 19事業所(1事業所当たり上限800千円) 合計14,962千円 ④町内の介護保険施設	R3.6	R4.3	健康推進課	14,962	14,962	町内19の介護保険施設に感染対策等として、消耗品等を購入することにより感染防止と経営的支援を図ることができた。
4	雇用創出事業	①コロナウィルス感染症の影響で就労機会を失った住民に対し、川棚町が一時的な雇用を行い、町道、海岸、公園等の清掃、除草作業、町営住宅の修繕や清掃を行う。 ②③報酬2人分=1,066千円 ガードパイプ修繕用具等135千円 燃料費58円 修繕13千円 車両共済16千円 充電式インパクトドライバー18千円、スチームクリーナー22千円 ④就労機会を失った町民	R3.4	R4.3	建設課	1,412	1,328	事業の実施により、雇用機会の創出を図った。また、感染症拡大防止の観点から、地域での清掃活動等が十分に実施できない中、町道や公園等の環境美化等に貢献することができた。
5	中央公園野球場ベンチ改修事業	①日頃から多くの町民が集まる中央公園において、野球場及びテニスコートのベンチ改修・抗菌処理を行い、利用者の感染拡大防止を図る。 ②③改修工事費(野球場及びテニスコート)@7,375千円 ④中央公園 野球場及びテニスコート	R4.2	R4.3	建設課	7,375	7,375	ベンチ改修事業の実施により観客席等の快適な利用環境と、利用者間のソーシャルディスタンスを確保できるようになった。
6								
7	オンライン学習環境整備事業	①学校の臨時休業等の期間中も切れ目のない学習環境を全ての児童生徒に円滑に提供し、また、学校再開後も感染対策を実施し学校活動を継続するため、GIGAスクール構想関連事業等との連携による児童生徒及び教員等が学校や自宅で使うICTの環境整備を行う。 ②③学校ICT支援員派遣増員@29,700円×40回×4校=4,752千円 タブレット端末(児童用)@47,987円×363台=17,419千円 (管理用)@158,537円×1台=159千円 タブレット端末ポーチ@2,024円×235個=476千円 キーホルダー型名札@261×40個=10千円 遠隔授業用書画カメラ@35,750円×55台=1,966千円 学習者用端末リース料@84,700円×12月=1,016千円 家庭学習用モバイルルーター通信料(10ヶ月分)@157,063円×2月=314千円 @157,168円×6月=943千円、@156,959円×1月=157千円 ④小中学生	R3.6	R4.3	教育委員会	27,212	27,212	小学校低学年向けに児童生徒の1/3相当の情報端末を整備し、GIGAスクール構想の実現に取り組んだ。併せて教員の負担軽減のためICT支援員を増配した。また、家庭学習やインターネットを活用した授業等を円滑に行うための書画カメラや専用ポーチやモバイルWi-Fiルーター通信料など環境整備を実施し児童生徒の学習保障に寄与した。

8	学校ICTを活用した教育活動継続支援事業	①コロナ感染症対策として接触機会減少のためオンライン化を図るなど、学校ICTの活用及びGIGAスクール構想関連事業と連動した学校関係者の感染症対策を徹底し学校教育活動を継続する。 ②③ 校内用IP電話設置(卓上スタンド付)@29,370円×58台=1,703千円 校内用IP電話設置(ストラップ付)@28,006円×20台=560千円 学校HP開設@232,375円×4校=930千円 行政授業目的通信補償料(小学)@132円×666人=88千円 行政授業目的通信補償料(中学)@198円×366人=72千円 校内LAN拡充(プロバイダ変更設定)@154,000円×4校=616千円 〃(新プロバイダ使用料)@39,600円(4校)×2ヶ月=79千円 中学校教室スペース確保改修@54,083円×12か所=649千円 リモート交流用大型モニタ設置@652,300円×2台=1,305千円 ④小中学生	R3.6	R4.3	教育委員会	6,002	6,002	GIGAスクール構想事業と連動し校内の接触機会の低減のための教師用IP電話の設置や教室のスペースの確保、前年度から増加した教室に大型モニタを整備しICTを活用した校内の感染対策を実施し、校外向けに緊急情報を迅速かつ円滑に発信するため学校HPのリニューアルや通信内容の見直しを行いコロナ禍における学校継続を図った。
9	学校図書室感染対策事業	①町立学校(4校)学校図書室においては、図書室の利用:授業(調べ学習)、昼休みの自主読書、放課後の児童待合所として使用されており、室内の換気を適切に行うため空気清浄機やCO2モニターを整備し、新型コロナウイルス感染予防を図り、児童生徒の利用を促進する。 ②③ 空気清浄機@133,100円×4台=532千円 CO2モニター@122,100円×4台=488千円 ④小中学生	R3.8	R3.8	教育委員会	1,020	1,020	学校図書室において、換気対策を徹底し新型コロナウイルス感染予防を図り、児童生徒の安全な利用を図った。
10	小・中学校修学旅行キャンセル料支援事業	①新型コロナウイルス感染症拡大により、やむを得ず修学旅行を中止又は延期した場合に発生するキャンセル料について、保護者の経済的負担を軽減するため支援する。 ②③ 支出科目:補助金 (中学校分)@523円(企画料分)×136人=71千円 (小学校分)@22,000円×50%×0人=0円 ④小中学生の保護者	R3.6	R3.11	教育委員会	71	71	コロナ禍において、各学校で実施する修学旅行において、保護者の負担を軽減し、学校校外活動の継続を支援した。
11	社会教育施設感染予防対策事業	①不特定多数の人が利用する体育センター2階(卓球場)において感染予防対策として換気扇を設置する。 ②③ 支出科目:工事請負費 換気扇(4台)設置工事@253千円 ④体育センター	R3.9	R3.10	建設課	253	253	多くの町民が利用する中央公園体育館において、換気扇を設置することにより、換気機能を確保し、感染リスクの軽減を図ることができた。
12								
13	宿泊キャンペーン事業	①新型コロナウイルス感染症の収束後の経済支援として、町内宿泊施設に宿泊する観光客の宿泊費の一部に助成金を交付し、宿泊事業者への支援と観光客の誘致を目的とする。国の「GoToトラベルキャンペーン」実施に合わせ、さらに町内へ宿泊、滞在する観光客の増加を促進するため、町内宿泊施設に宿泊した観光客に対して一人一泊当たり定額補助を実施する。 ②③ 支出科目:補助金 町内宿泊施設を営業者 宿泊客一人当たり、上限2,000円を助成 @2,000円/人×4,511泊/(9~2月)=9,022千円 ④町内宿泊事業者	R3.9	R4.3	産業振興課	12,624	9,022	新型コロナウイルス感染症の影響により急激に経営が悪化した観光需要の回復を見込み、町内宿泊事業所へ宿泊する観光客の宿泊費の助成を行うことで宿泊事業者への支援と観光客誘致に寄与した。 宿泊数実績 県内宿泊客 4,819泊 県外宿泊客 903泊
14	保育対策事業費補助金	(保育対策事業費補助金) ①保育対策事業費補助金(保育環境改善等事業)の補助メニューを活用し、認可保育所等に対して、マスクや消毒液等を確保した経費(需用費、備品購入費等)を補助することにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることを目的とする。 ②③支出科目:補助金 認可保育所及び認定こども園(5か所)へ感染症対策に係る経費を支援 @500,000円×4か所=2,000千円 @326,000円×1か所=326千円 (国庫補助1/2 1,163千円 町負担1/2 1,163千円) 町負担分が対象 ④認可保育所及び認定こども園	R3.4	R4.3	住民福祉課	2,326	1,163	保育所・認定こども園に対して、新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品、備品等にかかる経費を補助することで、感染症拡大防止の強化を図ることができた。

15	子ども・子育て支援交付金	<p>①子ども・子育て支援交付金の補助メニューを活用し、放課後児童クラブ等に対して、マスクや消毒液等を確保した経費(需用費、備品購入費等)を補助することにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることを目的とする。</p> <p>②③支出科目:補助金 放課後児童クラブ(4か所)等へ感染症対策に係る経費を支援 放課後児童クラブ4箇所 合計1,229千円 (国・県補助(千円未満端数切捨)2/3 816千円 町負担1/3 413千円) 子育て支援センター等3箇所 合計975千円 (国・県補助2/3 650千円 町負担1/3 325千円) 町負担分が対象 ④放課後児童クラブ及び子育て支援センター等</p>	R3.4	R4.3	住民福祉課	2,204	738	放課後児童クラブ、子育て支援センター等に対して、新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品、備品等にかかる経費を補助することで、感染症拡大防止の強化を図ることができた。
16	飲食店感染拡大防止対策支援事業	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受け経営状況が悪化している町内の飲食店を対象に補助を行う。</p> <p>②③支出科目:補助金、役務費 町内の飲食店事業者1店舗当たり@200,000円×54店舗=10,800千円 通信運搬費 事業周知 @94円×74店舗=6千円 交付決定 @84円×48店舗=4千円 ④「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け適切なコロナ感染症対策を実施している飲食店</p>	R3.8	R3.11	産業振興課	10,810	10,810	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減収となっている町内の飲食店事業者に対し、給付金を給付することで、事業継続の下支えに寄与した。
17	川棚町プレミアム付商品券事業	<p>①新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響により地域経済活動が低迷する中、地域経済の活性化を図るため、川棚町内の全世帯を対象に川棚町プレミアム付商品券「かわたなば元気にする券」事業を実施する。</p> <p>②③ 会計年度任用職員雇用経費 ・報酬@912円×479.5h×1人≒437千円 ・期末手当@95千円 ・共済費@19,581円×4か月=78千円、@14,764円×1(賞与分)=15千円 ・通勤手当@100円×74日≒7千円 消耗品費@171,140円×一式=171千円 印刷製本費@2,840,000円×一式=2,840千円 通信運搬費@615,000円×一式=615千円 手数料@4,000円×一式=3千円 換金費用@53,860,000円×一式=53,599千円 ④プレミアム付商品券特定事業者</p>	R3.9	R4.3	産業振興課	57,964	25,502	本事業により、町内消費の活性化と町民の経済支援を促進した。 ・販売予定冊数17,700冊に対し、販売冊数10,772冊(販売率:60.86%) ・販売枚数107,720枚に対し、換金枚数107,197枚(換金率:99.51%)
18	営業時間短縮要請協力金(第4・5期)	<p>①新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮に協力した飲食店等に協力金を支給する。</p> <p>②③ ・協力金@30,000円×17日×59事業所=30,090千円 ・協力金@95,000円×17日×1事業所=1,615千円 ・協力金@100,000円×17日×1事業所=1,700千円 ・協力金@30,000円×21日×53事業所=33,390千円 ・協力金@30,000円×7日×2事業所=420千円 ・協力金@25,000円×14日×2事業所=700千円 ・協力金@97,000円×21日×1事業所=2,037千円 ・協力金@100,000円×21日×1事業所=2,100千円 ④令和4年1月下旬～3月の期間において、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業時間を短縮又は休業した飲食店及び遊興施設</p>	R4.1	R4.3	産業振興課	72,396	7,205	新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、営業時間短縮や休業を行った飲食店に関連する事業者に対し、支援金を給付することで、事業継続の下支えに寄与した。
19	子育て世帯への臨時特別給付金事業(所得超過者等)	<p>①令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の対象外となる世帯(児童手当法附則第2条第1項特例給付対象者及び離婚等で受け取れなかったひとり親世帯)に対し、支援するため対象児童1人当たり10万円の給付金を交付する。</p> <p>②③ 給付金 @10万円×48人=4,800千円 ④児童手当法附則第2条第1項に該当する特例給付対象者及び離婚等で受け取れなかったひとり親世帯</p>	R4.2	R4.3	住民福祉課	4,800	4,800	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の対象外となる世帯(児童手当法附則第2条第1項特例給付対象)に対して、給付金を給付することで、子育ての負担軽減を図ることができた。